**第２７回全国高等学校少林寺拳法選抜大会**

**規定科目について**

１　規定組演武、規定単独演武については、次の技をそれぞれの構成の最初に入れて順序どおり演武を行う。

（１）【規定組演武の部】

　　　**①内受突（裏）　　[６級]**

**②小手抜　　　　　[６級]**

**③上受蹴（表・裏）[５級]**

**④突天一　　　　　[３級]**

**⑤送巻天秤　　　　[４級]**

**⑥打上突（裏・表）[４級]**

(２)【規定単独演武の部】

　**①突天一　　　　　[３級]**

**②龍王拳第一系　　[６級]**

**③天地拳第三系　　[３級]**

**④切　抜（外）　　[４級]**

**⑤天地拳第二系　　[４級]**

**⑥両手寄抜　　　　[３級]**

2　団体演武においては、１・６構成は単独演武とし、２～５構成は組演武にて構成する。

　 なお、１・６構成については、下記の単独演武基本形より、資格に応じてそれぞれ１技選択し、一方向

　 のみ行う。

天地拳第一系～第六系、義和拳第一系・第二系、龍王拳第一系・第三系、龍の形（逆後手）、紅卍拳、

白蓮拳第一系

３　注意事項

（１）上記の各種目においては、規定通り実施されなかった場合は失格とする。

（２）規定単独演武、団体演武の1・6構成における単独演武基本法形については、開始時の構えから残心

 時の構えまでを定められた通り行う。定められた内容が行われていない場合は、その内容に応じ、「全

国高等学校少林寺拳法選抜大会規則」及び「少林寺拳法競技規則」に則って、減点または失格とする。

　　　ただし、攻防後に全転換、半転換を伴う「天地拳第三系～第六系、義和拳第一系・第二系、紅卍拳、

　　　白蓮拳第一系」については、全転換、半転換部分を体捌き、足捌き、運歩に置き換えることを可とし、

　　　その後の構えは不問とする。

（３）級拳士の技の使用については、以下の許容範囲を設ける。

　　　①演武者が、「見習い・６級・５級・４級」の場合は、３級科目までの技が使用できる。

　　　②演武者が、「３級・２級・１級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。